

○健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の随時改定の取扱いについて

昭和四十四年六月十三日保発第六七号・庁保発第九号
厚生省保険局長、社会保険庁医務部長、都道府県民生
課長、年金保険部厚生年金課長から、都道府県民生
主官部(局)保険課(部)長あて通知

標記の取扱いについては、昭和四十四年六月十三日保発第二五号・庁保発第一号「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の随時改定の取扱いについて」通知(以下「二五号通知」という。)により指示されたところがあるが、これに伴い昭和三十六年一月二十六日保発第七号通達中記「2. 随時改定関係」の項を下記のとおり改め、昭和三十七年六月二十八日保発第七一七号通知中「2. 随時改定について」の項はこれを削除することとしたので、留意のうえその事務処理に遺憾のないよう取り計らわれたい。
(以下略)

○健康保険及び厚生年金保険法における標準報酬の随時改定の取扱いについて

昭和四十四年六月二三日保発第二五号・庁保発第一号
厚生省保険局長、社会保険庁医務部長、年金保険
部長から、都道府県知事あて通知

標記については、昭和三十六年一月二十六日保発第四号「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱いについて」通達に基づいて実施されてきたところであるが、同通達中記「2. 随時改定」の取扱いの基準を下記のとおり改めたので、取扱いに適正を期せられたい。

おつて、貴管下健康保険組合に対しては、貴職から示達のうち、遺憾のないよう特に配慮願いたい。

記

2 随時改定

(1) 標準報酬の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合であっても、健康保険法第三十七条又は厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する算定(以下「保険者算定」という。)が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。

ア 昇給又は降給によつて健康保険法第三條第四項又は厚生年金保険法第二十三條第一項の規定により算定した額(以下「算定月額」という。)による等級と現在の等級との間に二等級以上の差を生じた場合

イ 第三十四級の標準報酬にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が二〇万五、〇〇〇円以上となつた場合

ウ 第一級の標準報酬のある者の報酬月額(二万九、〇〇〇円未満の場合に限る。)が昇給したことにより、その算定月額が第二級の標準報酬に該当する場合

エ 第三十五級の標準報酬にある者の報酬月額(二〇万五、〇〇〇円以上の場合に限る。)が降給したことにより、その算定月額が第三十四級の標準報酬に該当する場合

オ 第二級の標準報酬にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が一万九、〇〇〇円未満となつた場合

(2) (1)のアからオまでにいう昇給又は降給とは、固定的資金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの適及適用によつて差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。

(3) (1)のアからオまでにいう算定月額の算定にあつては、原則としていずれも当該昇給月又は降給月以後継続した三か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること。

(4) 随時改定の場合に行なう保険者算定は、昇給が適及したため、それに伴う差額支給によつて報酬月額に変動が生じた場合とする。

なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額によること。

(5) この取扱いは、昭和四十四年七月一日以降に行なわれる随時改定から適用すること。

○「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱について」の一部改正について

平成六年一月九日保発第一二四号・庁保発第三八号
厚生省保険局長・社会保険庁運営部長から、都道府県知事あて通知

健康保険及び厚生年金保険における標準報酬の随時改定の取扱については、標記の昭和三十六年一月二十六日保発第四号通知により取り扱ってきたところであるが、健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）の施行により健康保険の標準報酬の下限が改定されたこと、また、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の施行により厚生年金保険の標準報酬の上・下限が改定されたことに伴い、同通知中の(1)のイからオまでを下記のとおり改正し、健康保険については平成六年十月一日から、厚生年金保険については平成六年十一月一日から、それぞれ適用することとしたので、その取扱について適正を期されたい。

(以下略)

○健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の定時決定及び随時改定の取扱について

昭和三十六年一月二十六日保発第四号
厚生省保険局長から、都道府県知事あて通知

- 改正経過
- 第一次改正 昭和四四年六月三日保発第二五号・庁保発第一二号
 - 第二次改正 昭和四四年二月一九日保発第三五号
 - 第三次改正 昭和四八年一〇月二四日保発第四〇号・庁保発第三二号
 - 第四次改正 昭和五一年六月二四日保発第三五号・庁保発第三二五号
 - 第五次改正 昭和五二年二月二六日保発第五七号・庁保発第三〇〇号
 - 第六次改正 昭和五五年一〇月三二日保発第六〇号・庁保発第三三〇号
 - 第七次改正 昭和五六年七月一四日保発第五五号・庁保発第三二二号
 - 第八次改正 昭和五九年九月二二日保発第八八号・庁保発第三四四号
 - 第九次改正 昭和六〇年七月一日保発第七四号・庁保発第三三二号
 - 第一〇次改正 平成四年六月二六日保発第七七号・庁保発第三三三号
 - 第一次改正 平成六年一月九日保発第一二四号・庁保発第三八五号

標記の取扱については、昭和二十八年八月二十八日保発第五七号「健康保険法の一部を改正する法律、厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について」の通達に基づいて実施されてきたところであるが、この取扱いを改め、下記のとおり取扱いの基準を定めたので、この取り扱いに適正を期せられたい。おつて貴管下健康保険組合に対しては、貴職からそれぞれ御示達のうえ、遺憾のないよう特に御配慮願いたい。

記

1 定時決定
標準報酬の定時決定に際し、健康保険法第三条第七項又は厚生年金保険法第二十四条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第三条第二項又は厚生年金保険法第二十一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き次に掲げる場合とすること。

- (1) 五、六、七月の三か月間において、四月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によつて数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第二条第一項ただし書及び厚生年金保険法第三条第一項第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合
- (2) 五、六、七月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- (3) 五、六、七月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあつた場合

2 随時改定

(1) 標準報酬の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合にあつても、健康保険法第三条第七項又は厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する算定（以下「算定者算定」という。）が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。
ア 昇給又は降給によつて健康保険法第三条第四項又は厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に二等級以上の差を生じた場合

イ 健康保険第三十九級又は厚生年金保険第二十九級の標準報酬にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険一〇〇万五、〇〇〇円以上又は厚生年金保険六〇万五、〇〇〇円以上となつた場合

ウ 第一級の標準報酬にある者の報酬月額（八万九、〇〇〇円未満

である場合に限り。）が昇給したことにより、その算定月額が第二級の標準報酬に該当することとなつた場合

エ 健康保険第四十級又は厚生年金保険第三十級の標準報酬にある者の報酬月額（健康保険にあつては報酬月額が一〇〇万五、〇〇〇円以上、厚生年金保険にあつては報酬月額が六〇万五、〇〇〇円以上である場合に限り。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第二十九級又は厚生年金保険第二十九級以下の標準報酬に該当することとなつた場合

オ 第二級の標準報酬にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が八万九、〇〇〇円未満となつた場合

(2) (1)のアからオまでにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの適及適用によつて差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。

(3) (1)のアからオまでにいう算定月額の算定にあつては、原則としていづれも当該昇給月又は降給月以後継続した三か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること。

(4) 随時改定の場合に行なう保険者算定は、昇給が適及したため、それに伴う差額支給によつて報酬月額に変動が生じた場合とすること。

なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額によること。

(5) この取扱いは、昭和四十四年十一月一日以降に行なわれる随時改定から適用すること。

写

庁文巻 第2598号

昭和58年8月31日

都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長
都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長
殿

社会保険庁長官官房地方課長

不正事故防止のための点検事項について
標記については、今回全般的見直しを先行し別添のと
おり整理したので、これを参考に不正事故防止に各級
の御配意を願わしたい。

なお、昭和39年5月19日庁文巻第4032号通

知は廃止する。

(等送付先 社会保険事務所長)

別添

不正事故防止のための点検事項

業 務 関 係

(共通事項)

1 各検査簿等の記載内容のうち、重要な事項を担当者が訂正しているものについては、検査者が十分に確認を行っているか。

2 不正事故の指摘、告発、警告等在内容とする照会文書等について、調査せずに長期開放しているものはないか。

3 実地調査の結果、事後措置が必要なものについて放置しているものはないか。

4 せ及喪失等世帯との連絡を要するものについては、その体制をとっているか。

5 被保険者資格記録の取得 喪失年月日又は標準報酬月額を長期間として訂正又は取消しを要するもの若しくは氏名、生年月日等の極端な訂正を要するものについては、被保険者原票との照合のほか、出勤簿、貸金台帳、戸籍抄本等との照合を行なう等、訂正又は取消の理由の確認をしているか。

6 資格記録の追記報告については、被保険者原票との

照合のほか、追記報告すべき理由及び作成者印の確認をしているか。

7 裁定請求時において、氏名、生年月日等の極端な訂正、資格記録の追記及び訂正報告又は標準報酬月額の変更の届出がされ、これにより受給権又は年金額に影響を及ぼすものについては、必要な調査をしているか。

8 裁定請求書等に添付された診断書のうち、改ざんされたうたがいのあるものや、医療機関の名称、所在地が手書きのもの等不審のあるものについて調査しているか。

9 未支給年金の請求については、請求者の受給権の確認の確約的に行っているか。また相当長期間経過して提出された未支給年金請求書については、その理由を確認しているか。

10 受給権者にかかると裁定者一覽表、改定者一覽表及び厚生年金と国民年金の給付員支払明細書を適正に保管管理しているか。

11 年金証書の添付を必要とされている諸変更届について、添付されていないものはその理由を確認しているか。

12. 請求変更の進捗が遅延しているものについては、その理由の確認をしているか。

(適用)

1. 決裁前に確認通知普及被保険者証と船員保険の被扶養者証を含む。以下同じ。)の交付を行っているか。

2. 被保険者原票の第一面中央「印」欄に押印のないものはないか。

3. 専業貯蓄として適用する場合は、調査をする等適切に行っているか。

4. 逆選抜の疑いのあるもの又は標準報酬が著しく低いもの等調査を要すると思われるものを、調査せず放置していないか。

5. 金控の疑いのある事業所を調査せずに放置していないか。また、それとして全喪処理をする場合、専業確認をしているか。

6. 被保険者証が回収不能による未返納の場合は、督促をしているか。また、回収した被保険者証には捺印を押印しているか。

7. 三豊労働者健康保険の療養給付受給資格の確認の際に、被保険者手帳に貼付された印紙の消印が不自然なものやいれゆる三文判によるもの等、不審なものについては、必要を調査を行っているか。

(給付)

高額療養費支給に関する事項

(1) レセプトの取扱いについては、保管責任者を定め、一連番号を付す等徹底に管理しているか。

(2) レセプト保管責任者が、支給決定することのないよう配慮しているか。

(3) レセプトが見当たらない場合は、その原因を調査し、給付記録欄に記載のうえ、重複払いとならないよう十分な注意をしているか。

(4) 支給額が高額なもので、長期間経過して請求のあったものは、その理由を調査しているか。

(5) 時効が完成したレセプトについては、その旨を表示し、かつ、別保管しているか。

2. 現金給付の支給に関する事項

(1) 次の事例については、調査したうえで支給しているか。

「写」

庁文発第2661号

平成8年9月6日

都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）長 殿

都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁総務部地方課長

不正事故防止のための点検事項について

職員の綱紀の保持・事故防止については、従来から機会あるごとに注意を喚起しているところであるが、標記について、今回全般的見直しを行い別添のとおり整理したので、これを参考に不正事故防止に格段の御配意をお願いします。

なお、昭和58年8月31日庁文発第2598号通知は廃止する。

（写送付先 社会保険事務所長）

別添

不正事故防止のための点検事項

業 務 関 係

[共 通 事 項]

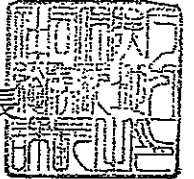
- 1 各種届書等の記載内容のうち、重要な事項を担当者が訂正しているものについては、決裁者が十分に確認を行っているか。
- 2 不正事故の指摘、告発、警告等を内容とする照会文書等について、調査せずに長期間放置しているものはないか。
- 3 実地調査の結果、事後措置が必要なものについて放置しているものはないか。
- 4 そ及喪失等他課との連絡を要するものについては、その体制をとっているか。
- 5 被保険者資格の取得・喪失年月日又は標準報酬月額を長期間そ及して訂正又は取消しを要するもの若しくは氏名、生年月日等の極端な訂正をするものについては、被保険者ファイルとの照合のほか、出勤簿、賃金台帳、戸籍抄本等との照合を行う等、訂正又は取消しの理由を確認しているか。
- 6 資格記録の追記については、被保険者ファイルとの照合のほか、追記すべき理由の確認をしているか。
- 7 裁定請求時において、氏名、生年月日等の極端な訂正、資格記録の追記及び訂正又は標準報酬月額の変更の届出がされ、これにより受給権又は年金額に影響を及ぼすものについては、必要な調査をしているか。

- 8 裁定請求書等に添付された診断書のうち、改ざんされた疑いのあるものや、医療機関の名称、所在地が手書きのもの等不審のあるものについて調査しているか。
- 9 適用及び現金給付の決裁にあたっては、届書等、処理結果リスト及び通知書等出力帳票を添付しているか。
- 10 年金給付等の決裁にあたっては、年金証書、年金裁定者一覧表等の出力後に請求書、処理結果リスト、年金裁定者一覧表、年金証書等出力帳票及び年金証書受払簿を添付しているか。
- 11 受給権者にかかる裁定者一覧表、改定者一覧表及び厚生年金（国民年金）給付費支払明細書を適正に保管管理しているか。
- 12 未支給年金の請求については、請求者の受給権の確認を的確に行っているか。
また、相当長期間経過して提出された未支給年金請求書については、その理由を確認しているか。
- 13 年金証書の添付を必要とされている諸変更届について、添付されていないものはその理由を確認しているか。
- 14 諸変更届の進達が遅延しているものについては、その理由を確認しているか。

庁文発第2467号
平成11年11月12日

都道府県民生主管部（局）保険主管課（部）長 殿
都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長 殿

社会保険庁総務部地方課長



現金詐取及び記録改竄等の不正行為防止対策について

社会保険の業務については、適正な業務執行が求められているところであるが、遺憾ながら、近年、現金詐取及び記録改竄による不正行為の発生が見られる。このような不正行為は、社会保険に対する国民の信頼を損なうことから、改めて、職員の意識の高揚及び業務処理の厳格な執行を促すとともに、これらに対する不正行為防止対策を下記のとおり定めることとしたので、通知する。

下記のうち、第1については、平成11年11月22日から実施する。

第2については、所要の準備が必要であるので、平成12年4月1日より実施する。

なお、これに伴い、従来の各種業務取扱要領等のうち、下記の各事項に該当するものについては、今後はこの通知により取り扱うこととする。

貴職におかれては、貴管下の職員に対し周知徹底を図り、再びこのような現金詐取及び記録改竄等の不正行為が行われないよう、その発生防止に格段の努力を願いたい。

記

第1 不正行為防止のための点検・確認等の確実な実施

1 現金領収事務に係る取扱いの確実な実施の徹底

- (1) 収入事務取扱要領（昭和43年3月20日庁保発第4号）に基づく現金領収事務取扱の遵守

担当課長及び歳入徴収官への報告、払込領収証書及び証書受払簿の決裁等、収入事務取扱要領に基づく取り扱いを遵守すること。

- (2) 管理者による定期的な確認の実施

社会保険事務所長は、毎月、次の事項について行うこと。

ア 未使用の現金領収証書綴の冊数が、当該物品管理簿の現在高と一致しているか確認すること。

イ 収入官吏ごとに、現金領収証書綴の使用番号と現金出納簿に記載されている当該綴の使用番号とが一致しているか確認すること。

2 指定届書及び特定届書の処理結果の確認の徹底

- (1) 全ての届書の処理結果の確認は、担当者による確認と、担当者以外の者による相互チェックにより確実に行うこと。
- (2) 不正行為防止の観点から、特に厳正な取扱いが必要な届書については「指定届書」とし、別添1「指定届書一覧」のとおり定め、その他の重要な届書を「特定届書」とし、別添2「特定届書一覧」のとおり定めること。
- (3) 担当課長は、「指定届書」の処理結果の決裁を行うに当たっては、平成12年3月31日までの間は、処理結果リストのうち指定届書に係るものと届書原議及び処理の結果作成された通知書等との突合を行うとともに、処理件数表（日報）により処理件数の確認を行うこと。
- (4) 担当課長は、「特定届書」の処理結果の決裁を行うに当たっては、平成12年3月31日までの間は、処理結果リストのうち特定届書に係るものと届書原議及び処理の結果作成された通知書等との突合を行うこと。
- (5) 担当課長は、特定届書及び指定届書以外の届書等の処理結果の決裁を行うに当たっては、届書原議と処理の結果作成した通知書等との突合を行うこと。

3 磁気カードの管理の徹底

職員は、配付された磁気カードを他人に使用されることのないよう、自主管理を徹底すること。例えば、業務中に席を立つ場合に、窓口装置に磁気カードを挿入したままにしたり、机上に放置したりしないこと。

4 公印の管理の徹底

- (1) 公印の不正使用を防止するため、公印は、施錠できる金庫に格納するなど管守責任者が的確に保管するよう徹底すること。
また、管守責任者が席を離れる場合には、印箱を机上に放置しておくことがないようにすること。
- (2) 公印の使用に当たっては、管守責任者又はその補助者（ただし、公印を要する業務の処理担当者を指名してはならない。）は、当該文書の決裁を確認の上押印すること。

5 健康保険被保険者証、年金証書等重要物品の管理の徹底

- (1) 物品管理官は、健康保険被保険者証、年金証書、現金領収証書綴、納付受託証書綴及び国民年金印紙等重要な物品については、施錠できる堅固な容器（保管庫）に格納保管し、その受払いにあたっては、物品管理簿に記載し、管理及び保管を確実にすること。
- (2) 物品の払出しを受けた担当課長は、物品の受領数と使用数の確認を確実にすること。

6 自治監査の的確な実施の徹底

- (1) 自治監査は、保険主管課（部）長、国民年金主管課（部）長又は社会保険事務所長が直接行うこと。また、補助者を任命して実施する場合は、補助者への個別・具体的な指示を行うとともに、実施結果についての的確に確認すること。
- (2) 自治監査実施後は、その内容等について、地方社会保険監察官及び地方国民年金監察官が十分審査点検を行うこと。

7 業務監察の的確な実施の徹底

地方監察官が行う監察においては、特に事故防止対策の実施状況の確認を重点事項とし、事故防止対策の具体的な実施状況について確認を行うこと。